

令和7年度 建設工事に係る入札手続の見直しについて

建設工事に係る見直し

近年、災害復旧工事の発注件数が減少したことにより、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の入札不調・不落発生率が減少した一方、「電気工事」及び「機械器具設置工事」の発生率は依然として高い数値で推移しています。

このため、「電気工事」及び「機械器具設置工事」の入札手続において、以下の見直しを行います。

「技術者配置不能による入札無効」を試行実施します。（電気工事及び機械器具設置工事に限る。）

入札書を提出した後の入札辞退を認めないこととしていますが、技術者不足による入札不調が多く発生する電気工事及び機械器具設置工事を対象として、応札者が他の工事の落札者等となり当該入札案件の工事に配置予定技術者を配置出来なくなったという理由に限り、当該入札を無効とし、1か月間本市の入札に参加することができない入札参加制限を適用しない取扱いを試行実施します。

ただし、この試行実施は財政局契約部工事契約課が契約を締結する「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限ります。

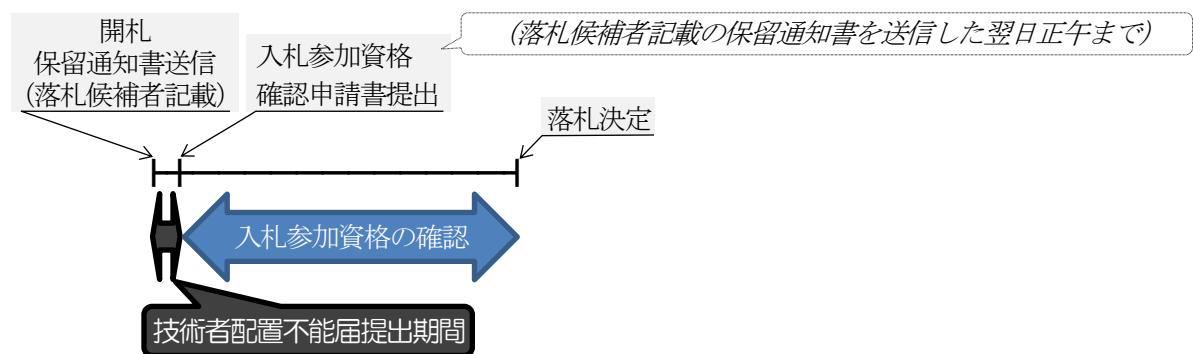
《「技術者配置不能届」の届出方法》

開札後、入札参加資格確認申請書の提出期限までの間に、技術者配置不能届を提出してください。

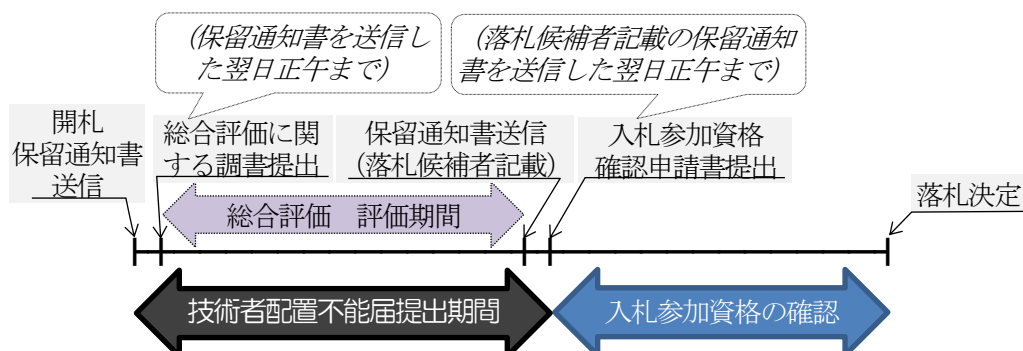
電気工事及び機械器具設置工事であっても、当該届の提出なく、入札参加資格確認申請書を提出しない、又は不備のある入札参加確認申請書を提出した者は、その後1か月間、本市の入札に参加することはできません。

注：下図の取扱いは、工事契約課が契約を締結する「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限ります。

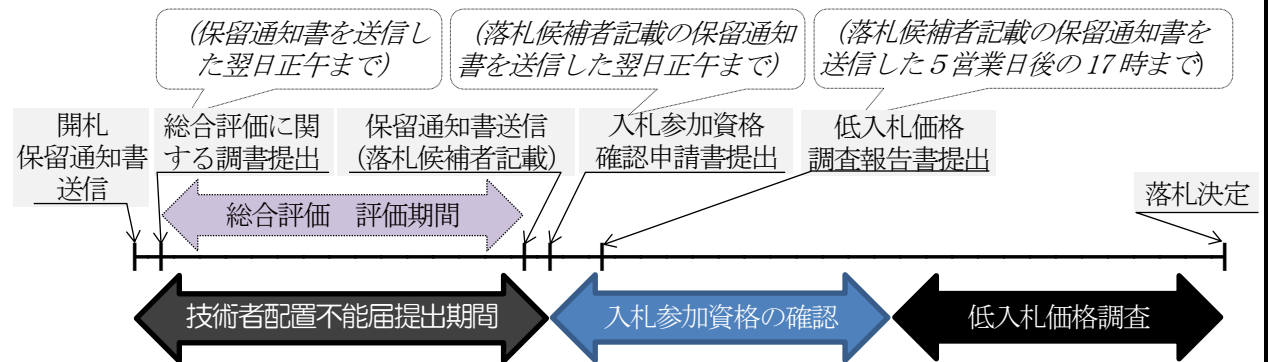
【通常の入札後資格確認型一般競争入札の場合】



【総合評価・入札後資格確認型一般競争入札の場合】



【総合評価・入札後資格確認型一般競争入札（低入札）】



実施時期

令和7年9月1日以降に入札公告を行うものから適用します。

その他説明

今回の試行は、財政局契約部工事契約課において契約を締結する入札後資格型一般競争入札（総合評価落札方式を含みます。）の「電気工事」及び「機械器具設置工事」に限り行います。

一般競争入札（WTO案件）、指名競争入札及び随意契約は対象外です。